

第 3 編

地震災害対策編

第1章 地震の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、本県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成18年度に再度日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

本県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M8.9及びM9.0）、津波（M9.1）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を行った。

以上のことから、本県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、本県は、県内全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため、この計画を同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけるものとする。

推進計画に定める具体的な目標及びその達成の期間については、別途、本計画の対策計画として位置付けている「新・宮崎県地震減災計画」において定めることとする。

また、推進計画に係る部分については、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等により、必要に応じて見直すものとする。

第2節 宮崎県を取り巻く地震環境

図1-1は1997年10月以降に宮崎県付近で発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-2は図1-1を南（A-B投影）からみたもので熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

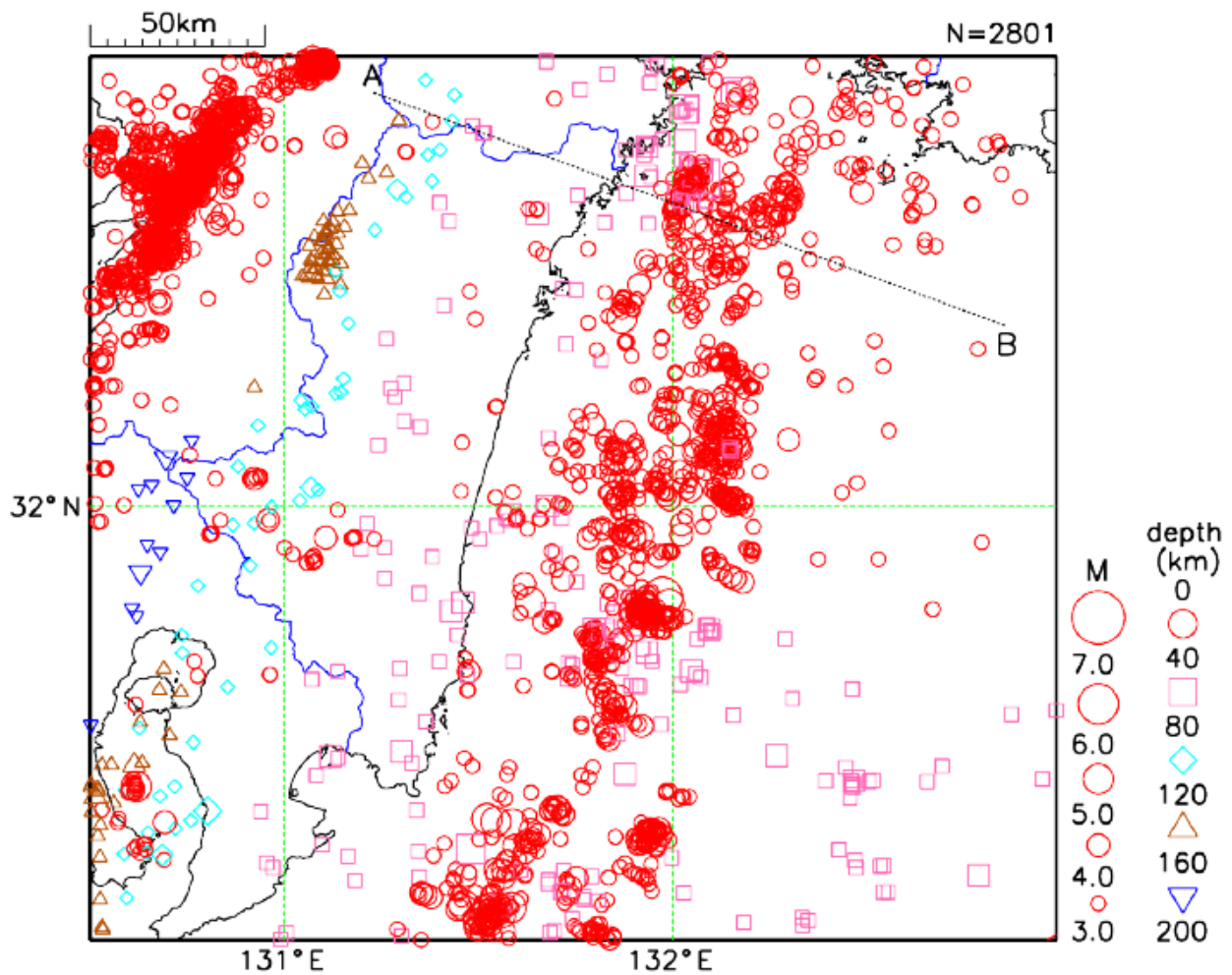


図 1-1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ(1997.10.01~2023.12.31)

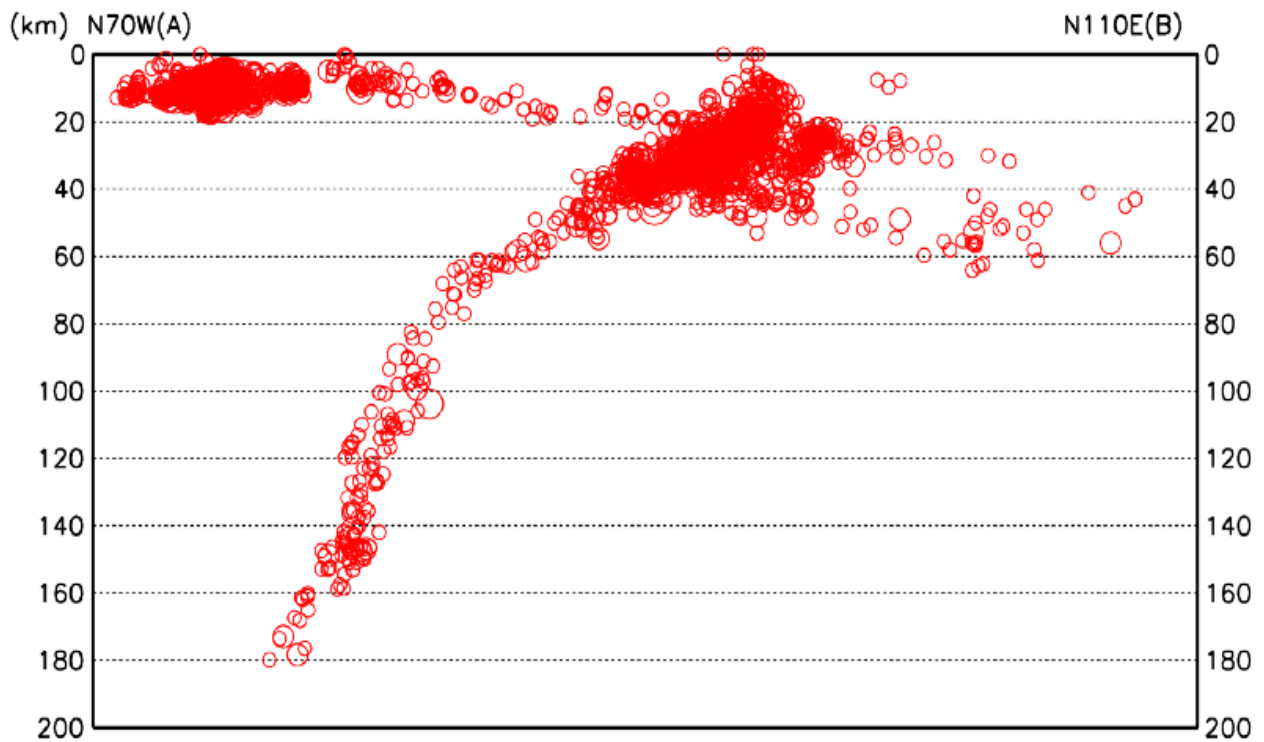


図 1-2 図 1-1 の破線 A—B からみた断面図

第3節 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7 クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような小さな津波の地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7.7)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100～150km ほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶などに被害が生じた。

表1-1 本県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地名 [地震名]	規模	被害概要
1	1662/10/31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769/ 8/29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899/11/25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903/10/11(明治36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913/ 4/13(大正2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929/ 5/22(昭和4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931/11/ 2(昭和6)	日向灘	7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊10、一部破損多数
8	1939/ 3/20(昭和14)	日向灘	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多
9	1941/11/19(昭和16)	日向灘	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946/12/21(昭和21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948/ 5/ 9(昭和23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960/ 5/23(昭和35)	チリ地震 津波	9.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961/ 2/27(昭和36)	日向灘	7	死者1、負傷者4、全壊1、半壊4、一部破損104
14	1968/ 2/21(昭和43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968/ 4/ 1(昭和43)	日向灘	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969/ 4/21(昭和44)	日向灘	6.5	負傷者2
17	1970/ 7/26(昭和45)	日向灘	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4

18	1984/ 8/ 7(昭和 59)	日向灘	7.1	負傷者 9、一部損壊 319
19	1987/ 3/18(昭和 62)	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、山崩れ、崖崩れ等
20	2016/ 4/14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者 8、半壊 2、一部損壊 39
21	2016/ 4/16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	

表 1－2 昭和以降宮崎県内 震度 5 弱以上の地震観測表

(気象庁震度データベース検索)

地震の発生日	地震の発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	県内最大震度
1929/5/22(昭和 4)	1:35:31	日向灘	59 km	6.9	震度 5	震度 5
1931/11/2(昭和 6)	19:02:56	日向灘	28 km	7.1	震度 5	震度 5
1941/11/19(昭和 16)	1:46:26	日向灘	33 km	7.2	震度 5	震度 5
1961/2/27(昭和 36)	3:10:49	日向灘	37 km	7	震度 5	震度 5
1968/2/21(昭和 43)	10:44:52	宮崎県南部山沿い	0 km	6.1	震度 6※	震度 6※
1968/4/1(昭和 43)	9:42:04	日向灘	22 km	7.5	震度 5	震度 5
1970/7/26(昭和 45)	7:41:10	日向灘	20 km	6.7	震度 5	震度 5
1987/3/18(昭和 62)	12:36:29	日向灘	48 km	6.6	震度 5	震度 5
1996/10/19(平成 8)	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	震度 5 弱	震度 5 弱
1996/12/3(平成 8)	7:17:58	日向灘	38 km	6.7	震度 5 弱	震度 5 弱
2016/4/14(平成 28)	21:26:34	熊本県熊本地方	11 km	6.5	震度 7	震度 5 弱
2016/4/16(平成 28)	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度 7	震度 5 強
2019/5/10(令和元)	8:48:41	日向灘	25 km	6.3	震度 5 弱	震度 5 弱
2022/1/22 (令和 4)	1:08:37	日向灘	45 km	6.6	震度 5 強	震度 5 強
2022/10/2 (令和 4)	00:02:32	大隅半島東方沖	29 km	5.9	震度 5 弱	震度 5 弱
2024/4/8 (令和 6)	10:25:28	大隅半島東方沖	39km	5.1	震度 5 弱	震度 5 弱
2024/8/8 (令和 6)	16:42:55	日向灘	31km	7.1	震度 6 弱	震度 6 弱
2025/1/13 (令和 7)	21:19:32	日向灘	36km	6.6	震度 5 弱	震度 5 弱

※震源域付近の推定震度

第 4 節 想定地震と被害想定

本県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国では、2011 年の東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9 クラス）の想定を行った。

そこで、本県では、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の県の対策の基礎とする。

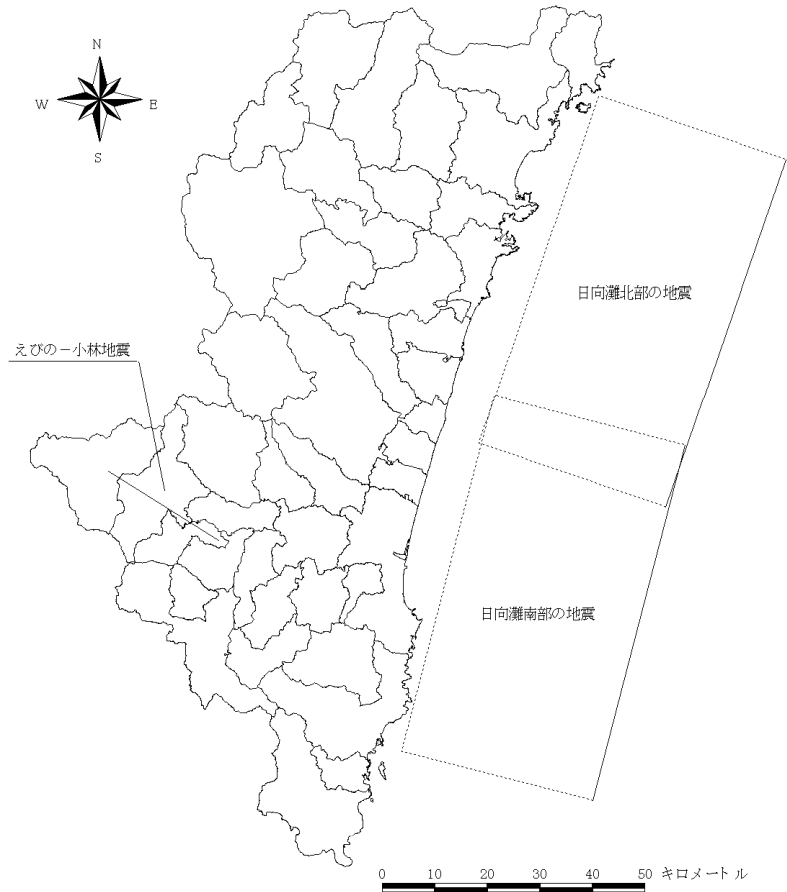
第1款 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去十数年から数十年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

日向灘地震の想定震源域



日向灘地震の発生確率

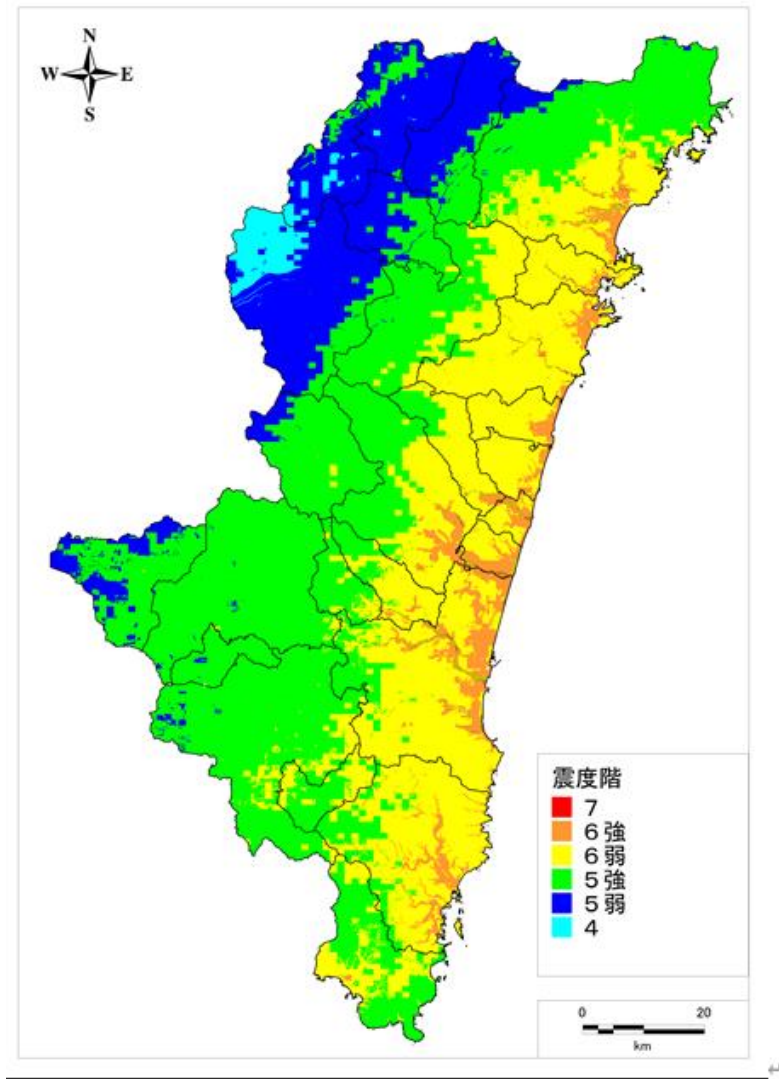
	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2021年）」

2 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。



震度分布図（最大）

（最大震度及び最大津波高）	
最大震度	最大津波高
震度 6 強	6 m

（被害想定）		
項 目	日向灘北部地震	日向灘南部地震
建物被害（全壊棟数）	約 13,000 棟	約 16,000 棟
人の被害（死者数）	約 1,700 人	約 990 人

資料：宮崎県「令和 2 年度宮崎県地震・津波被害想定調査」による。

日向灘地震により発生した津波による被害が最も懸念される。特に、日向灘北部地震が発生すると、県北・県央を中心に死者が約 1,700 人、全壊する建物が約 13,000 棟に及ぶと想定される。

また、津波の高さは、南海トラフ地震によるものより低くはなるものの、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで 12 分）で到達する恐れがある。

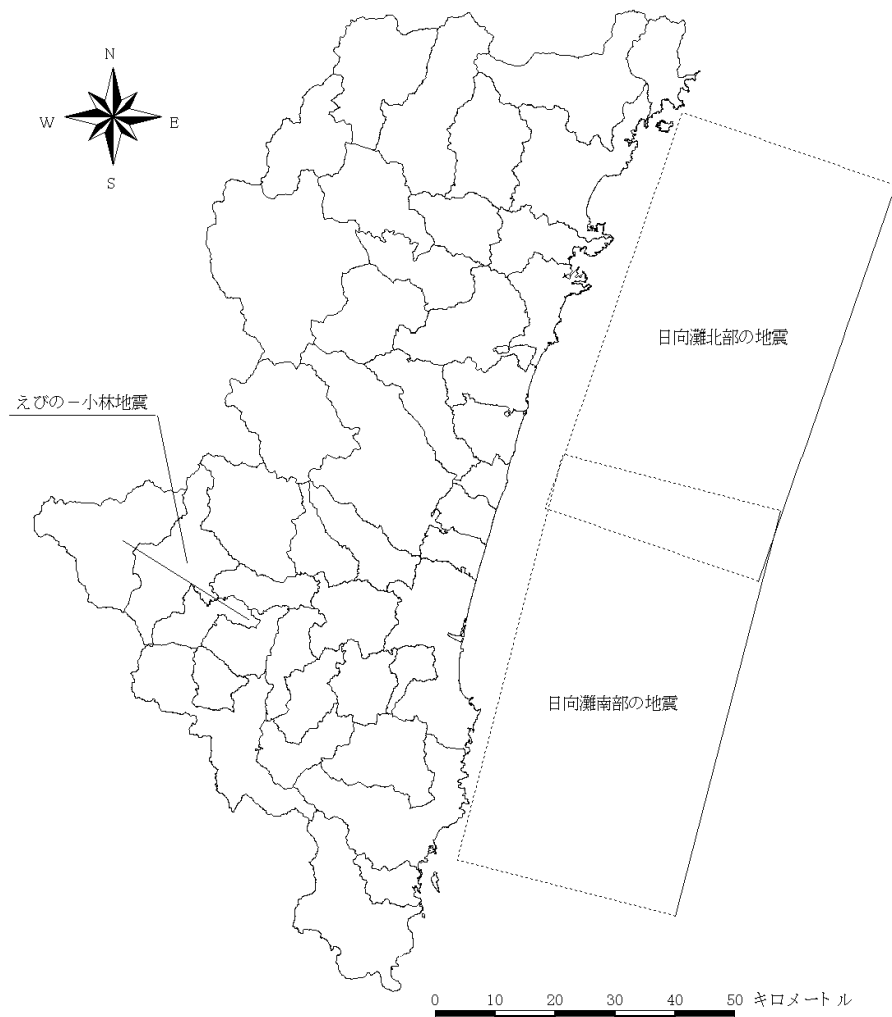
第2款 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

えびの・小林地震は、津波の心配はないが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。

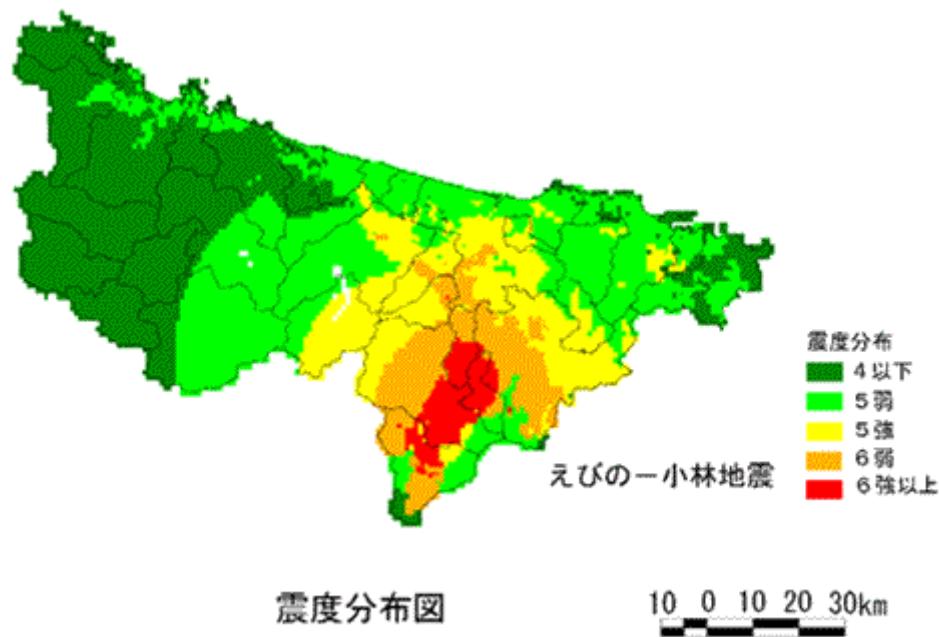
えびの・小林地震の想定震源域



2 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



最大震度			震度6強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400棟
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者約110名、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定される。

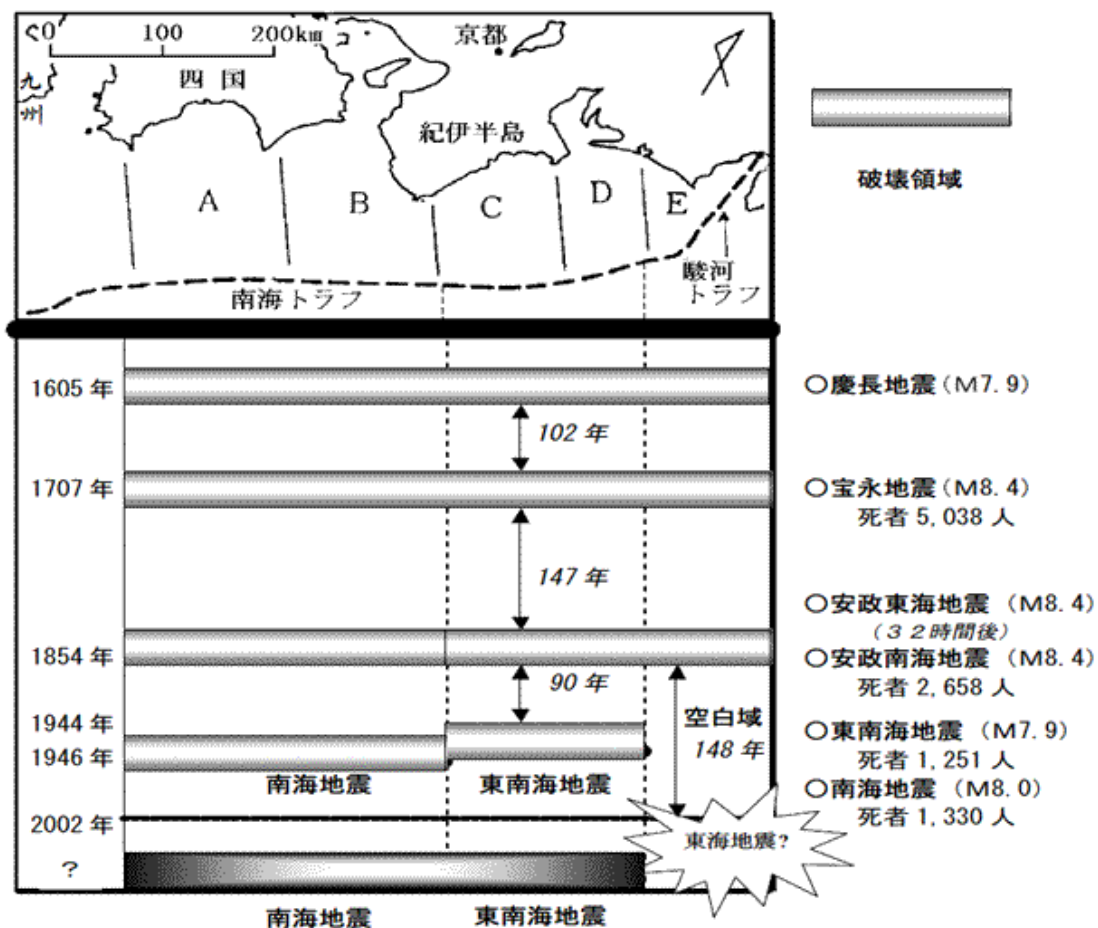
山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがある。

第3款 東南海・南海地震の特徴と被害想定の概要

1 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去 100～150 年間隔で発生している。直近では昭和 19 年（1944 年）に東南海地震、昭和 21 年（1946 年）に南海地震が発生しており、マグニチュード 8 クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。

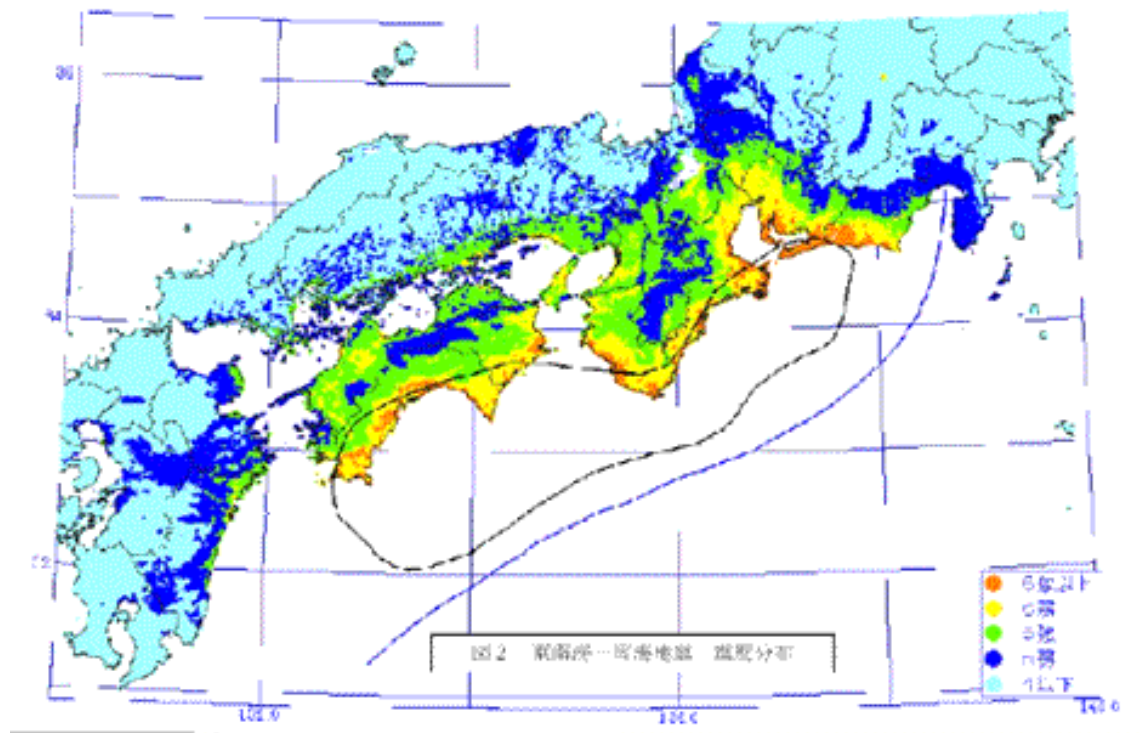
また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。



2 被害想定概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



出典：中央防災会議「東南海・南海地震等に専門調査会」

最大震度			震度6弱
津波の高さ			約6 m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。
※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。
東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

第4款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

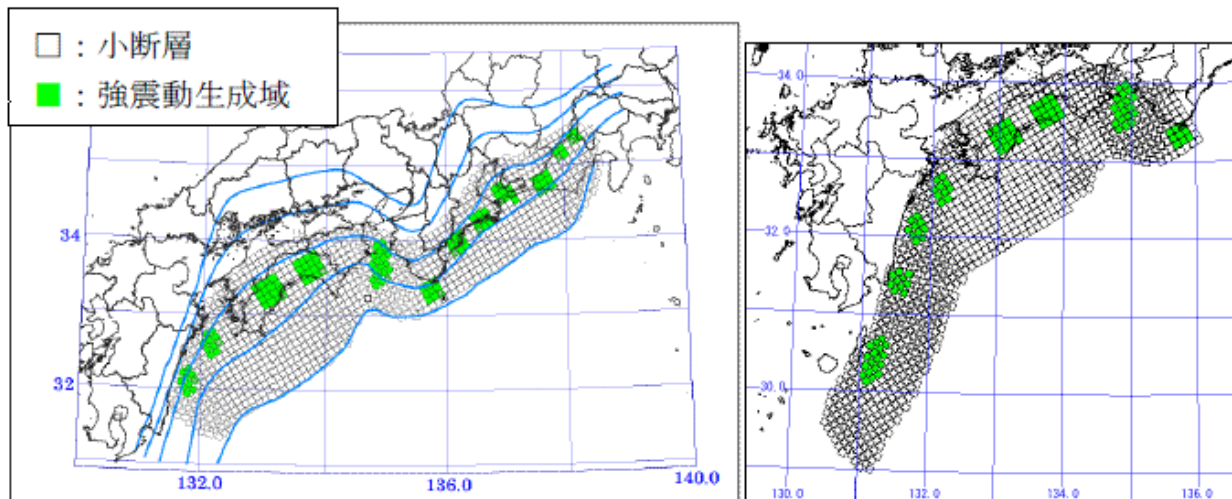
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った

(1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。



強震断層モデル (左) 内閣府モデル (M9.0)

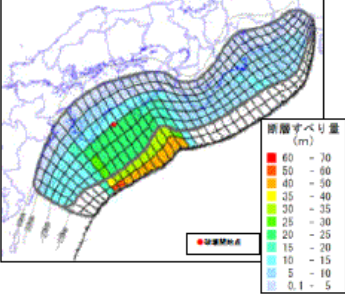
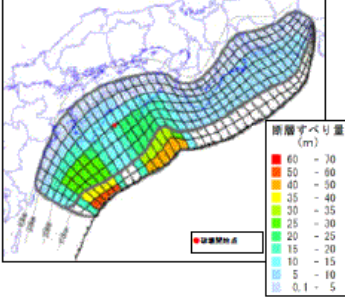
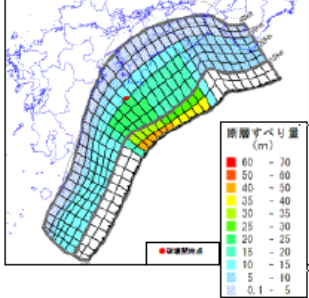
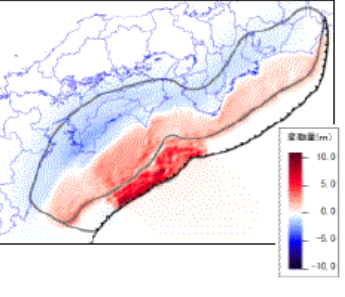
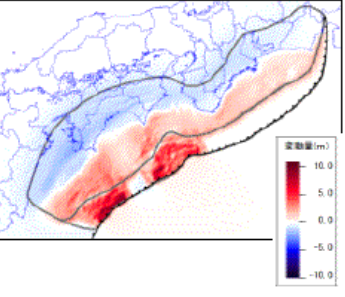
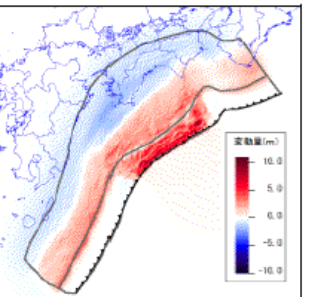
(右) 宮崎県独自モデル (M8.9)

※強震動生成域：強い地震が発生させるところ

(2) 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

対象 津波		南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）		
		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表（H24.8.29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波
		(ケース④)	(ケース⑪)	
マグニ チュード		Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用 モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告） モデル (以下、内閣府モデル)		宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

津波断層モデル

2 被害想定概要

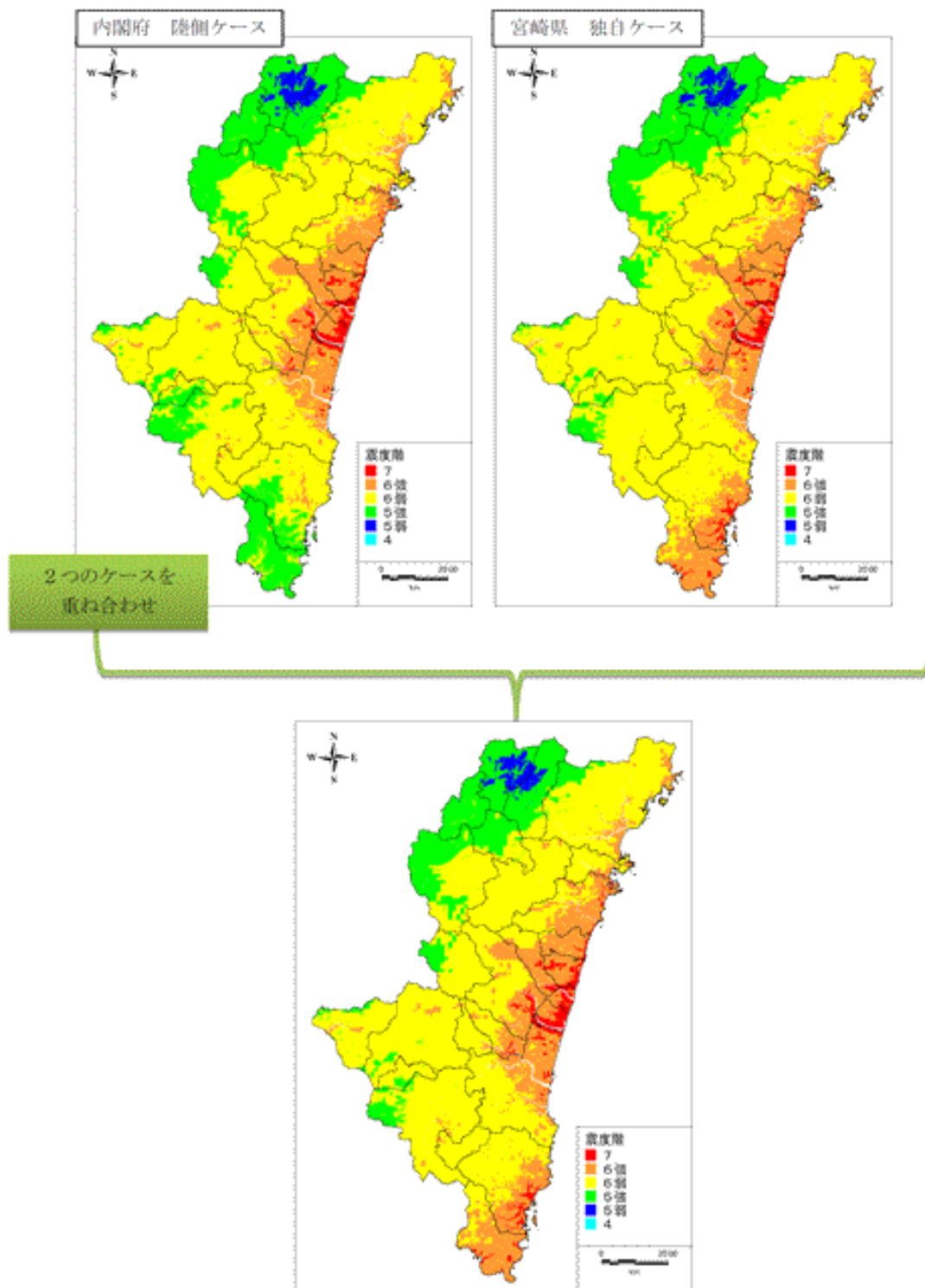
(1) 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域(SMGA※)を新たに配置したモデルを想定した。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

予測される震度分布は、以下のとおり。



震度分布

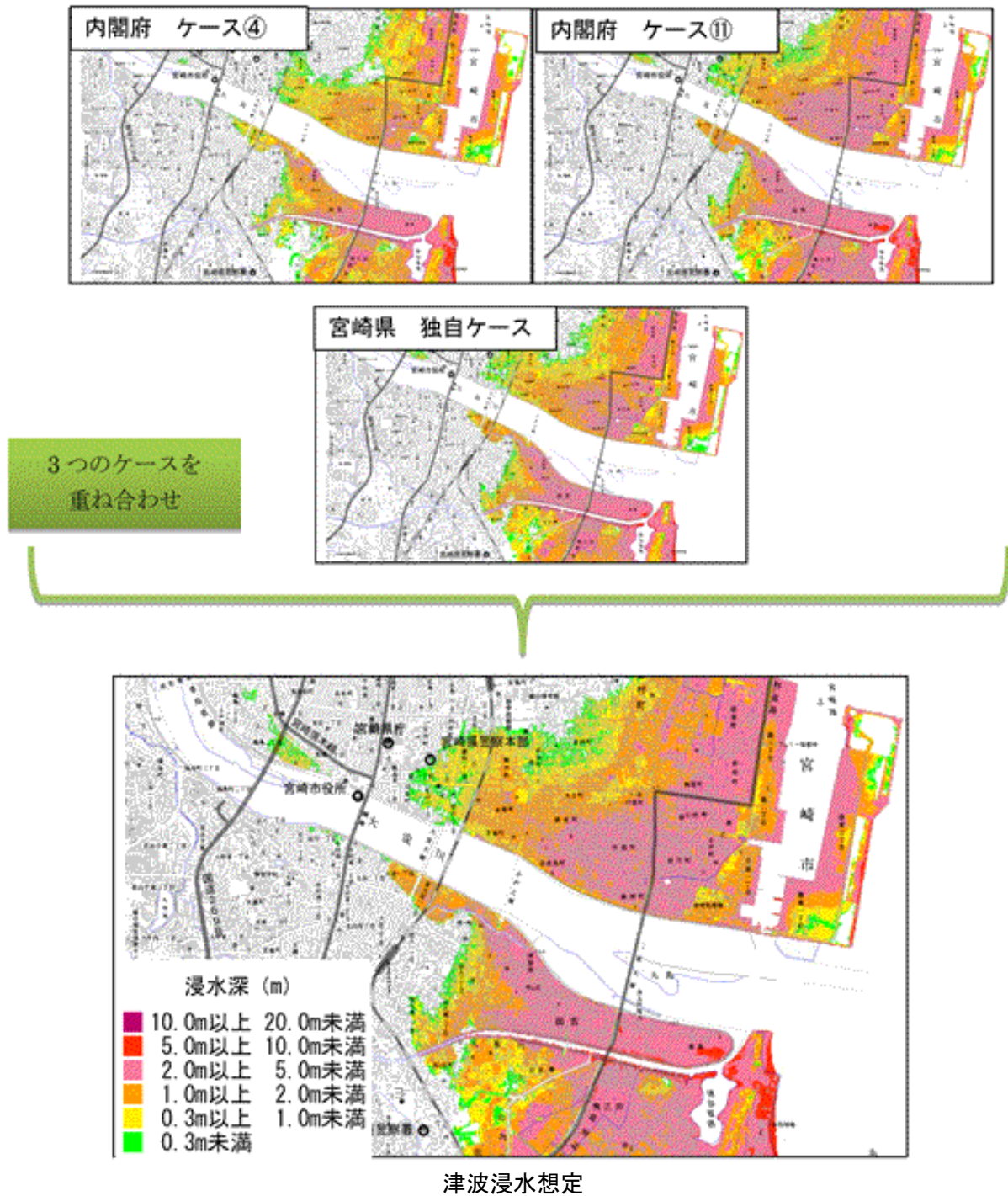
(2) 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上の計3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。

予測される津波浸水想定は、以下のとおり。



(3) 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度 7	1 7 m

（被害想定）

項 目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害(全壊棟数)	約83,000棟	約80,000棟	約78,000棟
人的被害(死者数)	約 42,000人	約15,000人	約14,000人

○ライフライン被害

表一 想定ケース①によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 103 万人	約 68 万人	約 24 万人	約 107 万人
② 下水道(支障人口)	約 67 万人	約 35 万人	約 32 万人	約 71 万人
③ 電力(停電件数)	約 58 万軒	約 5.9 万軒		約 64 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 31 万回線	約 4.7 万回線	約 2.3 万回線	約 34 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3.4 万戸	約 2.2 万戸	—	約 8.1 万戸

注) —：わずか

表一 想定ケース②によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 103 万人	約 69 万人	約 23 万人	約 107 万人
② 下水道(支障人口)	約 67 万人	約 25 万人	約 21 万人	約 71 万人
③ 電力(停電件数)	約 59 万軒	約 4.7 万軒		約 64 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 31 万回線	約 3.8 万回線	約 1.8 万回線	約 34 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3.9 万戸	約 2.6 万戸	—	約 8.1 万戸

注) —：わずか

○交通施設被害

表－想定ケース①による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
① 道路施設		約 1,500 箇所	約 15,000km
② 鉄道施設		約 660 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 33 箇所	62 箇所
	その他係留施設	約 110 箇所	226 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 38 箇所	71 箇所
	その他係留施設	約 107 箇所	214 箇所

表－想定ケース②による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
① 道路施設		約 1,500 箇所	約 15,000km
② 鉄道施設		約 720 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 44 箇所	62 箇所
	その他係留施設	約 173 箇所	226 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 53 箇所	71 箇所
	その他係留施設	約 164 箇所	214 箇所

○その他の被害

表－想定ケース①によるその他の被害結果

項目	1 日後	1 週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 31 万人	約 37 万人	約 36 万人	約 110 万人
②避難所の要配慮者	約 4.3 万人	約 5.2 万人	約 2.4 万人	約 28 万人
項目	災害廃棄物		津波堆積物	合計
③災害廃棄物等	約 1200 万トン		約 330 万トン	約 1,500 万トン
項目	可能性のある集落		対象数	
④孤立集落	71 箇所		577 箇所	

表－想定ケース②によるその他の被害結果

項目	1 日後	1 週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 30 万人	約 37 万人	約 36 万人	約 110 万人
②避難所の要配慮者	約 4.3 万人	約 5.1 万人	約 2.4 万人	約 28 万人
項目	災害廃棄物		津波堆積物	合計
③災害廃棄物等	約 1100 万トン		約 360 万トン	約 1,500 万トン
項目	可能性のある集落		対象数	
④孤立集落	91 箇所		577 箇所	

○経済被害

表一 想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 5.0 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

表一 想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 4.9 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.8 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

第5節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

本県においては、日向灘地震やえびの小林地震、東南海・南海地震に加え、最大クラスとして想定される南海トラフ巨大地震・津波により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、これらの地震・津波による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を推進するものとする。

第1款 減災計画の基本的な考え方

「新・宮崎県地震減災計画」は、平成19年3月に策定した「宮崎県地震減災計画」（以下「前計画」という。）で対象としている日向灘地震、えびの・小林地震及び東南海・南海地震に、南海トラフ巨大地震を追加する形で整理し再構築したものである。

また、対策は長期に及ぶ内容も考えられること、対応すべき新たな課題が考えられることから、毎年度見直しを行い、時点修正を行いながら更新をしていくものとする。さらに、自助、共助、公助の取り組みと実施期間（5年程度の「短期」、10年程度の「中期」、20～30年程度の「長期」）に区分して整理し、進行管理を行う。

第2款 計画の概要

1 減災目標

住宅の耐震化率を現行(約80%)から90%へ高め、津波からの早期避難率（すぐに避難する人の割合）を55.5%から70%へ高めることにより人的被害が約15,000人から2,700人に軽減できるほか、土砂災害対策の充実や、津波浸水リスクを考慮した土地利用の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

2 目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は次のとおりとする。

(1) 県民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから、宮崎県防災士ネットワークの活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関

係機関と地域との連携強化を進め、県民防災力向上を図る。

(2) 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進等を進め、居住空間内の安全確保を図る。

(3) 外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討を進めるとともに、高速道路等の重要インフラの整備、土砂災害対策の充実を図るほか、ライフライン対策などの促進を図る。

(4) 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難場所の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波を防御する施設の整備に取り組む。

(5) 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、DMAT 隊員有資格者の確保や災害拠点病院の機能強化、広域医療搬送体制の充実等の災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

(6) 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県の防災体制を充実するため、防災担当職員の対応能力の向上や業務継続計画の推進、防災拠点庁舎の整備等を図るとともに、市町村における被災者への支援やボランティア関係機関との連携等災害対応力の強化を促進する。また、国や九州各県、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり

第1款 都市防災構造の強化

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災都市づくり計画を策定し、この計画に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

第2項 対策

1 防災都市づくり計画の策定

【市町村】

地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定するものとする。

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に市街化区域内においては、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画へ位置付けて、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

2 防災空間の確保

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

ウ 密集住宅市街地整備促進事業の推進

県、市町村は、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、必要に応じて堤防等の高さなどの情報を住民に提供し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点、緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 海岸施設の整備

【県】

海岸管理者は、必要に応じて堤防等の高さなどの情報を住民に提供し、避難活動の支援を行う。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

特に宮崎県総合運動公園は、県内を対象とした広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄・搬送等の活動や消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難場所等として機能するよう整備を推進するとともに、利用者の避難所となることも考慮して施設整備を図る。

4 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 緊急避難場所の指定

【市町村】

市町村は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

①当該施設が地震に対して安全な構造であること

②場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

【県】

県は、市町村が行う緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難場所の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した緊急避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難場所の整備を行う。

ア 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難場所は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難場所の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難場所を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 都市農地の活用

【市町村】

市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練等の実施等に勤めるものとする。

(5) 避難路の整備

【市町村】

広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(6) 避難路の確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

第2款 建築物の安全化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

第2項 対策

1 建築物の耐震性強化

【県、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村や建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(イ) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(ウ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (ア) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
 - (イ) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
 - (ウ) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。
 - (エ) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。
- ウ 建築物の地震対策の促進
- 天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。
- また、災害の拡大や二次災害の防止のため、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2 建築物の液状化対策

【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

次款「地盤災害防止対策の推進」第5「液状化対策の推進」に記載

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ・アンカーボルトの適正施工
- ・上部構造部分の剛性を持たせる
- ・荷重偏在となる建築計画を避ける
- ・屋根等の重量を軽くする

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

- ・支持杭基礎工法
- ・地階を設ける方法
- ・面的に広がりのある建築計画とする
- ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ コンクリートブロック塀

- ・法令等の技術基準を正しく履行する
- ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4 重要施設等の耐震性強化

(1) 県有施設の耐震性強化

【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

- ① 県庁舎、総合庁舎
- ② 保健所、病院
- ③ 警察関連施設
- ④ 県立学校
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模か

つ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第3款 地盤災害防止対策の推進

第1項 基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第2項 対策

1 地盤情報の把握と周知

【県、市町村】

(1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てるものとする。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

ア 危険箇所の調査

県は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

イ 危険箇所の周知

県は、これらの土砂災害の危険箇所の周知のために、関係市町村に情報の提供を行うとともに、ホームページで公表する。

市町村は、これらの土砂災害の危険箇所について市町村地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努めるものとする。

2 土地利用の適正誘導

【県、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、※土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区

については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

3 土砂災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 防止工事の推進

県は、土砂災害警戒区域等について、対策工事を施工するために関係法による指定を行い、各種対策事業を推進する。

ア 砂防法-----砂防指定地

イ 地すべり等防止法-----地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律-----急傾斜地崩壊危険区域

(4) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

県は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4 造成地災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発行為許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

エ 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

(3) 大規模盛土造成地のマップの作成・公表等

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公

表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

5 液状化対策の推進

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

(2) 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。県及び市町村は、これらの対策の推進に努めるものとする。

(3) 液状化ハザードマップの作成・公表

県及び市町村は、液状化の危険を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

第4款 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

第1項 基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第2項 対策

1 海岸・河川施設の整備と管理

【県、市町村、九州地方整備局】

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により定期的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

【市町村】

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市町村は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成や情報の提供も進めていくものとする。

【県】

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に耐震化が図られるよう整備及び支援を行う。

(2) ダム

【県、市町村、九州電力】

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令に準拠しており、また、兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においても、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されており、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。ダム管理の観点から、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を進め、的確なダム管理に努める。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

【県、市町村】

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

【県、市町村】

ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第5款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第6款 ライフライン施設の機能確保

共通対策編第2章第1節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

(1) 施設の現況

ア ガス製造施設

(ア) ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。

- (イ) 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断または緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配置している。

イ ガス供給施設

(ア) 球形ガスホルダー

球形ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。

また、地震力を考慮した耐震構造となっている。

(イ) ガス導管

a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規並びにガス導管耐震設計指針に基づいて設計、施工している。

b 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

c 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。

d 鋳鉄管の接合部は、耐震性に富む機械的接合に移行している。

e ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同様の性質を有する融着接合としている。

f ガス導管には、緊急遮断のためまたは供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

g 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

ウ 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力、風圧力に耐えるように設計・建設されている。また、衛星携帯電話を常設している。

エ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には震度4以上より出動基準を定め、点検を実施している。

オ その他

地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

イ 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

ウ これまでに整備してきた防災無線・専用電話・衛星電話・携帯電話等の通信施設及び一斉連絡システムのさらなる充実を図る。

2 電力施設の整備

(1) 九州電力・九州電力送配電における電力施設

【九州電力(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社株式会社(宮崎支社)】

ア 電力設備の災害予防措置

(ア) 地震対策

a 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、

その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

b 送配電設備

(a) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(b) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

c 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

d 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第7款 危険物等施設の安全確保

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高压ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第2項 対策

1 危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生したまたはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。(年1回以上)

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

第8款 海上災害の予防対策の推進

第1項 基本方針

地震・津波による海上での危険物事故、流出油災害など海上災害発生の未然防止を図るものとする。

第2項 対策

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。

- (1) 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行うこととする。
- (2) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。
- (3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。
- (4) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

第9款 防災基盤・施設等の緊急整備

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

第2項 対策

1 公共施設等耐震化事業の推進

【県、市町村】

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進するものとする。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画にその耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

- ア 県は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、総務省に提出することとする。
- イ 市町村は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出することとする。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

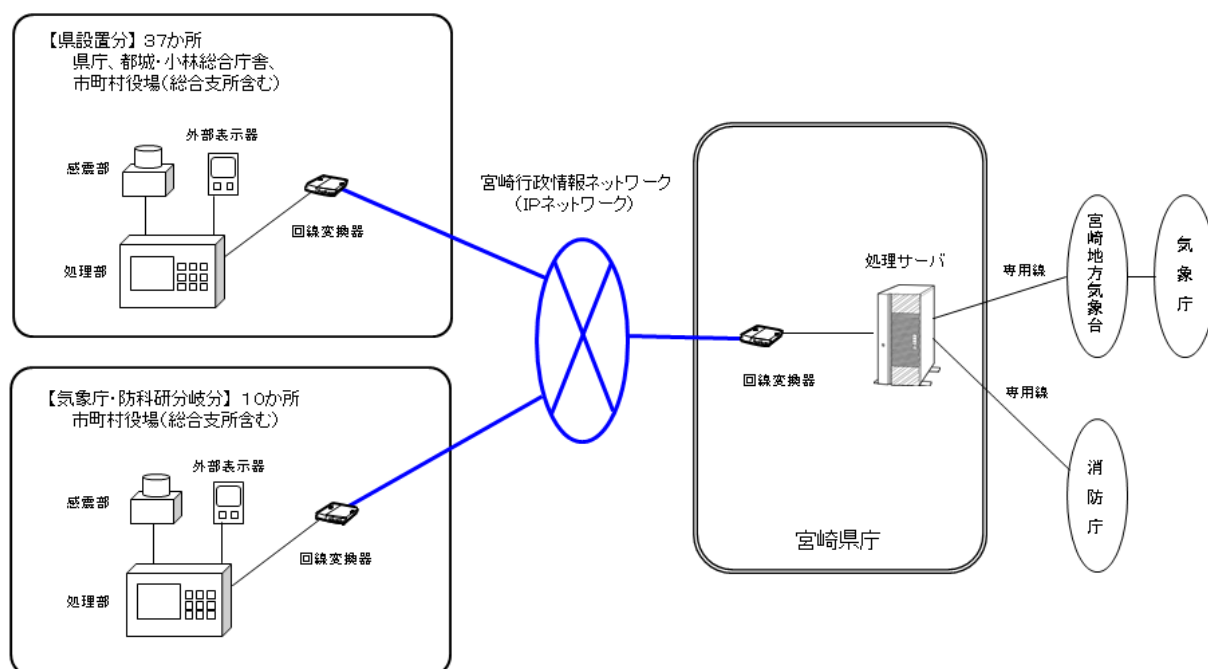
情報の収集・連絡・分析整理体制の整備については、共通対策編第2章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 地震観測施設等の整備

県では、地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムを整備している。

今後は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図



2 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実に努めるものとする。

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 燃料の確保体制の整備（共通対策編）

第7款 電力・ガスの臨時供給体制の整備（共通対策編）

第8款 避難収容体制の整備

共通対策編第2章第2節第8款によるほか、以下のとおりとする。

1 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、市町村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

【県】

県は、指定避難所に指定されている県の施設のうち、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を計画的に行っていくものとする。

避難所に指定されている県有施設における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

また、県は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第9款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第10款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第13款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震・津波発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

第2項 対策

1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、予め危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておくものとする。

【国土交通省】

- (1) 深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）のレベル評価

【県】

- (1) 土砂災害警戒区域等の把握
- (2) 深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）の把握
- (3) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

【市町村】

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から県民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

【県】

建築士等を対象に、応急危険度判定士を1,000名程度確保し、体制を整備する。

ア 判定士の確保

被災建築物の危険度を判定する宮崎県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を次により計画的に確保する。

- (ア) 判定士の登録は、「宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」に基づき行う。
- (イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - a 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - b 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- (ウ) 登録は、応急危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。
- (エ) 1,000名程度の判定士を確保する。

動員体制の整備

震災時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定用シート、判定用紙等を建築物の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

ア 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するものとする。

イ 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

【県】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

【市町村】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関(危険物取扱事業所)】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

イ 危険物施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

エ 自衛消防組織の強化促進

オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬類関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

【県】

ア 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

イ 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

【火薬類取扱施設管理者等】

ア 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

イ 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

(3) 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

【県】

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

【高圧ガス製造事業者】

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏えいの防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

【県】

- ア 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- イ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- ウ 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

【(一社)宮崎県LPGガス協会】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

【液化石油ガス販売事業者等】

- ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏えい事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む)を設置するものとする。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

【県】

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- イ 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- ウ 二次災害時の安全対策についての情報の提供
- エ 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

【関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)】

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ウ 災害応急対策用資機材等の整備

4 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

【県】

ア 宅地判定士の確保

被災宅地の危険度を判定する宮崎県被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を次により計画的に確保する。

(ア) 宅地判定士の登録は、「宮崎県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき行う。

(イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

a 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 18 条各号又は都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第 1 号イからトに該当する者

b 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する者

c 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者

d 建築士法による二級建築士として 4 年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者など、上記 a から c と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者

e その他、学識経験者等で上記 a から d と同等以上の知識及び経験を有する者として、特に知事が認めた者

(ウ) 登録は、被災宅地危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(エ) 100 名程度の宅地判定士を確保する。

イ 動員体制の整備

震災時に迅速な宅地危険度判定活動を行うため、宅地判定士の危険度判定訓練の実施や、宅地判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定調査票、判定ステッカー等を宅地の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備するものとする。

第 14 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第 15 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第 16 款 災害に係る検証（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章第3節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 県民に対する防災知識の普及

(1) 内 容

概ね次のとおりとする。

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方 法

＜広報誌、パンフレットの記載内容例：「地震への備え」＞

○ 家庭での備え－「自助」の取組

- ①食料や飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄
- ②救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持出品などの準備
- ③タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止
- ④避難所の位置や安全な避難経路の確認
- ⑤災害時における家族間の連絡方法の確認
- ⑥地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
- ⑦住宅の耐震性の点検、耐震補強など
- ⑧飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備

○ 地域での備え－「共助」の取組

- ①自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
- ②地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
- ③高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備

○ その他

- ①大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。
- ②災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控え、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

2 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 内容

- (ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (イ) 地震・津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）

第4款 地区防災計画の策定（共通対策編）

第5款 災害教訓の伝承（共通対策編）

第4節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進

地震・津波による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震・津波対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行い、令和元年度に「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施した。今後も、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を必要に応じて検討する。

1 地震専門部会の継続設置

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

2 県内活断層等の調査

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

3 地震被害予測システムの構築

地震被害想定をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の早期地震被害予測への活用を図る。

4 震災対策に関する調査研究

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震・津波災害の実例から明らかである。したがって過去の地震・津波災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- ・被害想定調査研究
- ・地域危険度測定調査
- ・津波災害に関する調査研究
- ・地盤の液状化に関する調査研究
- ・地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ・建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ・震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ・避難に関する調査研究
- ・防災情報システムに関する調査研究

- ・地震時における交通確保に関する研究
- ・消防活動の充実強化に関する調査研究
- ・広域応援・受援に関する研究
- ・海上防災に関する調査研究

第3章 地震災害応急対策計画

南海トラフ地震が発生した際は、ここに定める事項のほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日中央防災会議幹事会）」及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画」に基づき応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

共通対策編第3章第1節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

- (1) 県内で震度4の地震があったとき。
- (2) 津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたとき。
- (3) その他危機管理局長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 県内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 津波予報区「宮崎県」に津波警報が発表されたとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- (4) その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (4) その他地震に関する災害で知事が必要と認めたとき。

第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章第1節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 職員の参集

- (1) あらかじめ定められた職員は、地震の発生を認知したときは、「地震発生時の職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、
 - ア 地震の規模や震度、津波や火災発生の状況等災害に関する情報の収集
 - イ 人的及び物的な被害に関する情報の収集
 - ウ その他応急対策に関する業務に従事するものとする。
- (2) 地震発生時の職員参集・配備基準
地震発生時の職員の参集・配備については、次表のとおりとする。

体制	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関
気象情報（配置基準）			
災害対策本部 ①：県内で震度6弱以上の地震 ②：津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①：該当市町村管轄の地方支部事務局及び当該支部構成出先機関※ ⁴ ②：沿岸地方支部事務局及び当該支部構成出先機関 ③：全地方支部事務局及び全支部構成出先機関
災害警戒本部 ④：県内で震度5弱又は震度5強地震 ⑤：津波予報区「宮崎県」に津波警報 ⑥：南海トラフ地震臨時情報（調査中）	発災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	総合対策部及び次に掲げる課の緊急要員 ④：地震対策関係課※ ¹ ⑤・⑥：地震対策関係課及び津波対策関係課※ ² ※連絡調整課※ ³ はオンコール	次の所属の緊急要員 ④：該当市町村管轄の地方支部事務局 ⑤：沿岸地方支部事務局 ⑥：沿岸地方支部事務局及び当該支部構成出先機関 ※④・⑤の該当支部構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による
情報連絡本部 ⑦：県内で震度4地震 ⑧：津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機2個班	次に掲げる課の緊急要員 ⑦：地震対策関係課 ⑧：津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦：原則、参集不要（場合により参集を求める） ⑧：沿岸地方支部事務局 ※該当支部構成出先機関は、本課及び所属長の判断による
※各課等の緊急要員は、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※地震発生時の気象条件や津波襲来時等、上記基準により難い状況にある場合、配備する場所や職員の増減は、各所属長の判断による。 ※県外事務所の緊急要員は、災害対策本部の設置時は参集し、警戒本部設置時は、所属長の判断により参集する。			

- ※1 地震対策関係課・・・秘書広報課、財産総管理課、福祉保健課、環境森林課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、教育政策課
- ※2 津波対策関係課・・・秘書広報課、財産総管理課、福祉保健課、環境森林課、農村整備課、漁業管理課、道路保全課、河川課、港湾課、都市計画課、病院局経営管理課、教育政策課
- ※3 連絡調整課・・・総合政策課、総務課、福祉保健課、環境森林課、商工政策課、農政企画課、管理課、会計課、企業局総務課、病院局経営管理課、教育政策課
- ※4 構成出先機関・・・当該支部管轄の全出先機関

第3款 市町村の活動体制の確立

共通対策編第3章第1節第3款によるほか、以下のとおりとする。

1 大規模地震時における市町村の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市町村における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、県及び市町村は「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

第4款 防災関係機関の活動体制の確立（共通対策編）

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

共通対策編第3章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

第1項 基本方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震や津波に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第2項 対策

1 地震情報等の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、市町村、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

- ①大津波警報・津波警報・津波注意報
- ②津波情報
- ③地震情報
- ④南海トラフ地震臨時情報

(2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

ア 地震情報の種類、発表基準と内容の表

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別にとりまとめた資料
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加え

		ることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ 普及啓発の推進

宮崎地方気象台は、県及び市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

県及び市町村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード 6.8 以上（注2）の地震（注3）が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（注2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

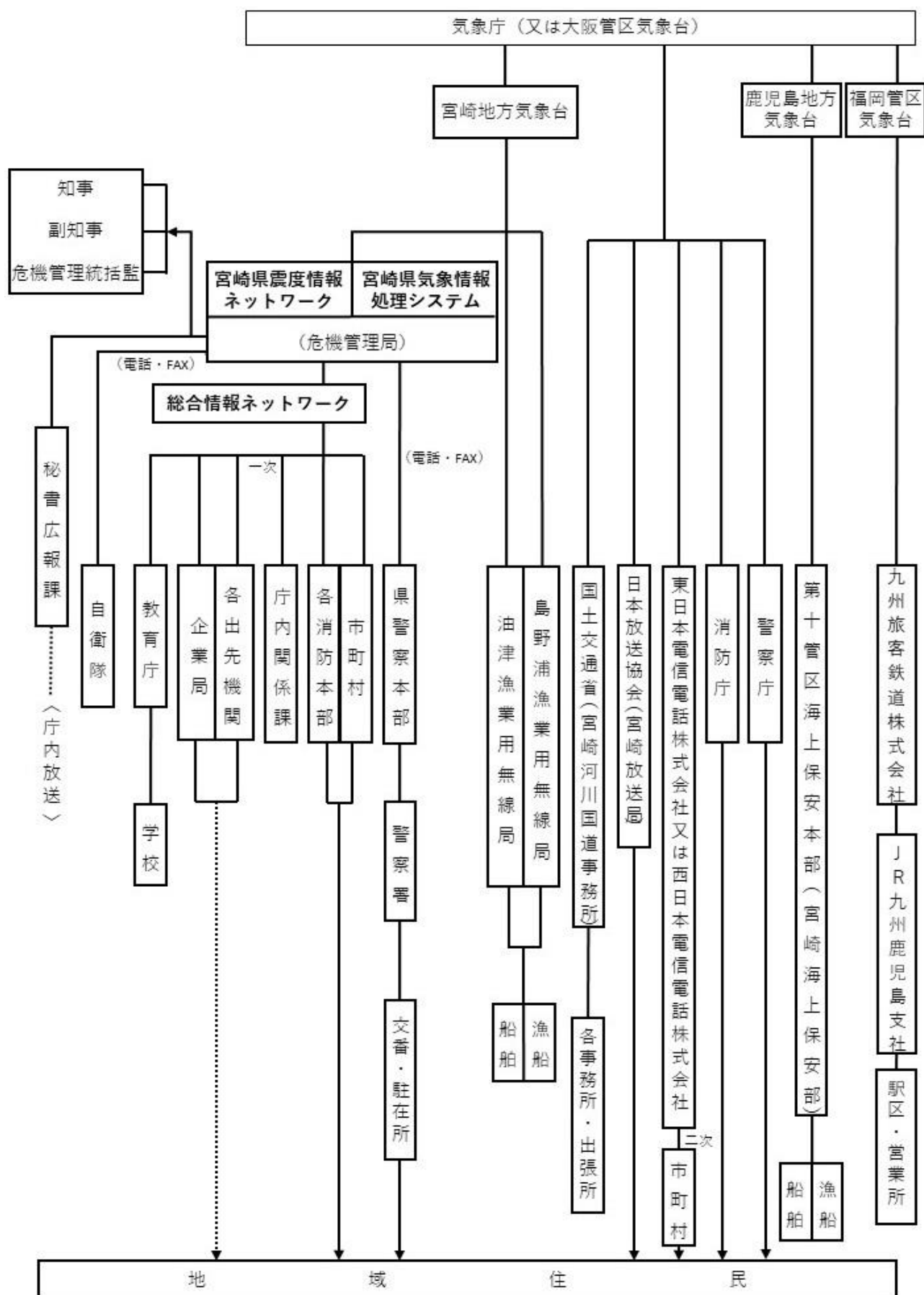
南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(5) 地震情報の伝達

(伝達系統)



ア 各機関の措置

【宮崎地方気象台】

宮崎地方気象台は、気象庁等が発表した地震や津波に関する情報を宮崎県に通知する。

【県】

(ア) 震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。

(イ) 県（危機管理局）から通知される情報は、危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

【県警察本部】

県警察本部（警備第二課）は、気象庁等が発表する情報を関係各警察署に伝達するものとする。

【放送機関】

放送機関は気象庁等から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

【市町村】

(ア) 市町村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(イ) 市町村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(ウ) 市町村長は、情報の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

【その他の防災関係機関】

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 震度分布把握システムの活用

県下全市町村に1基ずつ設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、県内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

(2) 上空からの概況把握

ア 自衛隊による上空からの偵察結果に基づく概況把握

県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自衛隊は、航空機による上空からの現況把握を行い、把握結果を必要に応じ県に伝達するものとする。

第2款 通信手段の確保（共通対策編）

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立

共通対策編第3章第6節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置（交通の方法に関する教則）

ア 内容

(ア) 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

a 車を運転中に大地震が発生したとき

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- 停止後は、カーラジオ等により継続して地震・津波情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

ア 災害対策本部の設置

防災業務計画（昭和62年8月総総第36号）に基づく震度6弱以上（地震計が計測震度5.5以上）の地震が発生した場合、自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ 応急措置の実施

(ア) 初動措置

a 運転規制

輸送指令員等又は駅長は赤色灯点灯ブザー鳴動（地震警報器40ガル以上）した場合、当該運転区間を運転する全列車に対し一斉停止の指示をする。その後計測振度により必要な運転規制を行う。

(a) 震度5弱以上（計測振度4.5以上）のとき

輸送指令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、列車の運転中止を指示し、保線社員等による線路点検を実施し、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

(b) 震度4（計測振度4.0以上4.5未満）のとき

輸送司令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、25km/h以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

b 乗務員の取扱い

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して列車の運転に危険があると思われる場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下、トンネル等の場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお列車を停止させた場合は、輸送指令員等と連絡を取り、その指示を受ける。

c 駅長の取扱い

駅長は、強い地震を感知して列車の運転に危険があると認めた場合は、列車の運転を見合わせ直ちに輸送指令員等に報告する。なお、地震計設置箇所の駅長は、震度 4 以上を観測したときは速やかに輸送指令に報告する。

d 工務センター所長の取扱い

工務センター所長は、輸送指令及び駅長から震度 4 以上を観測した旨の通報を受けた場合は、下記に定める取扱いを行う。

(a) 震度 5 弱以上の場合

全区間において、徒歩巡回又は軌道モーターカー等による点検を実施し、路盤及び線路構造物等に異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

(b) 震度 4 の場合

要注意箇所及び徐行箇所並びに仮設物等を使用している工事現場は、徒歩又は列車巡回等により異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

第 3 款 海上輸送体制の確立（共通対策編）

第 4 款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第 7 節 燃料の確保活動（共通対策編）

第 8 節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編）

第 9 節 避難収容活動（共通対策編）

第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第 12 節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第 17 節 二次災害の防止活動

第 1 款 水害、土砂災害対策

第 1 項 基本方針

地震・津波発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

第2項 対策

1 水害防止対策

震災時における水防活動は、市町村地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び市町村の措置

【水防管理団体、市町村】

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、またはダム放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者または市町村長は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 県の措置

【県】

県は、地震による洪水または津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

ア 水防情報の収集・伝達

- ① 水防警報の発表及び伝達
- ② 気象予警報等の伝達
- ③ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- ④ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

イ 水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者または市町村長に対し必要な指示、助言を行う。

なお、予想される指示、助言等の内容は概ね次のとおりである。

- ① 避難
- ② 災害防御の実施方法
- ③ 他の水防管理団体または市町村への応援

ウ 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者または市町村長から要請があり、または災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の措置

ア 応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに(津波が来襲する恐れがある場合は、その危険が去った後に)施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

イ 情報の広報

- ① 河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。
- ② ため池の管理者である市町村及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などの恐れがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

2 土砂災害防止対策

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることもあるため、適切な処置を行う。なお、県は、宮崎地方気象台とともに、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとする。

(1) 現地状況の把握

県及び市町村は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- イ 河道閉塞による湛水

【県】

- ア 地すべり

(3) 応急措置

県及び市町村は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性がある判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難指示
- ・立ち入り規制
- ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

県及び市町村は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

県及び市町村は、土砂災害発生箇所や深層崩壊が想定される溪流（小流域）及び土砂災害警戒区域等についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊対策

第1項 基本方針

地震・津波により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

第2項 対策

1 応急危険度判定

【県、市町村】

(1) 判定士派遣要請・派遣

ア 判定士派遣要請

市町村は、余震等による二次災害を防止するため、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、直ちに判定士の派遣を行う。また、県内の判定士が不足する場合は、他都道府県に対し派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。
- (イ) 判定実施時期及び作業日数は、10日間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- (ウ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ 判定の関係機関

- (ア) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- (イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 二次災害防止のための応急措置

市町村は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

第1項 基本方針

地震・津波による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第2項 対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、県及び市町村並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 県、市町村の対応

【市町村】

市町村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

【県】

県は、市町村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市町村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

【市町村】

市町村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

【県】

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

【危険物施設の管理者】

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

【市町村】

市町村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

【県】

県は、市町村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

【高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

【県、県内各高圧ガス団体】

県及び県内各高圧ガス団体は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

【県、県内各高圧ガス団体】

県及び県内各高圧ガス団体は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

【県、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、また

は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署、市町村、消防機関等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第4款 宅地等の崩壊対策

第1項 基本方針

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

第2項 対策

1 宅地危険度判定

【県・市町村】

(1) 宅地判定士派遣要請・派遣

ア 宅地判定士派遣要請

市町村は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

イ 宅地判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

(2) 宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、市町村が定める判定実施区域内の宅地とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。

(イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

(ウ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

市町村は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第18節 海上災害の応急・復旧対策

第1款 海上災害の防止活動

第1項 基本方針

震災時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害が生じることが予想される。このため、海上保安部は、海上において防災対策を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と緊密な連携をとりながら災害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

第2項 対策

1 海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊により、捜索・救助活動を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により、消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

2 排出油等の防除活動

船舶又は備蓄タンク等から大量の排出油が発生した場合、宮崎県（北部・南部）排出油等防除協議会に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するとともに、防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① オイルフェンス展張作業
- ② 油処理剤散布作業
- ③ 油等回収作業
- ④ 回収油等の処理作業

3 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。
- (4) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めさせる。

4 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

5 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生区域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺において警戒を行う。

6 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

- (2) 危険物荷役中の船艇については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第2款 支援活動

第1項 基本方針

被災者や被災地及び防災関係機関の活動に対して、海上保安部の能力を十分に発揮して支援活動を行うものとする。

第2項 対策

1 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めたときは、被災者に対して、物資の無償貸与若しくは譲与を行う。

2 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (2) 災害応急対策従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (3) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定する。

第3款 海上災害復旧活動

第1項 基本方針

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、諸対策を講ずるものとする。

第2項 対策

1 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等にあたっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

3 海上交通安全の確保

災害復旧・復興にかかる工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第19節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第20節 災害救助法の適用（共通対策編）

第21節 文教対策（共通対策編）

第22節 農林水産関係対策

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第1款 農産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 農産物対策

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稻

ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保

イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫

ウ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

ア 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)

イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3 農産物流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第2款 家畜応急対策

1 家畜衛生・防疫対策

(1) 県は、市町村及び関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握する。

(2) 家畜保健衛生所は、市町村及び関係団体等に対して、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図らせるとともに、糞尿等の流出の恐れがある農場に対する流出阻止及び消毒の実施等を指導する。

(3) 県は、農業共済組合家畜診療所に対し、診療体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導する。

- (4) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第48条の2の規定に基づき、他の都道府県に家畜防疫員の派遣を要請する。

2 飼料確保対策

- (1) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導する。
- (2) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するよう指導する。

3 畜産流通対策

県は、被害の場所及び程度等の状況により、災害時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、生産者手取り価格の維持に努めるものとする。

(1) 畜産

- ア 県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。
- イ 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
- ウ 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

(2) 市場

家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第3款 林産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

2 林産物対策

県は、必要に応じて市町村及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

第4款 水産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 水産物対策

県は、市町村及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第23節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1款を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1款を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は共通対策編第3章第16節を参照。

第3項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4項 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

【沿岸市町】

平成31年3月に内閣府から示された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」を踏まえ、事前避難対象地域（又は避難を促す地域）、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等、具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について推進計画に明示するとともに、その内容について住民等への周知徹底を図るものとする。

また、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じることが想定される地域内の地域住民等に対し、避難に不安のある場合は事前避難を行う等の防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難収容活動

「共通対策編第3章第9節 避難収容活動」参照

3 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

(イ) 津波警報等の情報収集、伝達

(ロ) 事前避難対象地域等における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を補完する。

(2) 事前避難対象地域等及びその周辺の秩序の維持

【警察】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、関係機関等との緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、事前避難対象地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、事前避難対象地域等での犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進する。

(3) ライフライン施設の対策

【ライフライン事業者】

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

(4) 放送関係対策

【放送事業者】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、緊急的な放送体制の整備を図るものとする。

(5) 金融関係機関の対策

【日本銀行宮崎事務所】

関係行政機関と連携協力のうえ、金融業務の円滑な遂行を確保するための事前の準備措置を行うものとする。

(6) 交通対策

ア 道路

【警察】

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

【県】

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

【県、市町村、警察、道路管理者】

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

イ 海上及び航空

【宮崎海上保安部、港湾管理者、漁港管理者】

(ア) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に警報等の周知等必要な措置を講じるものとする。

【港湾管理者、漁港管理者】

(イ) 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(ウ) 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、航空情報の提供等、必要な措置を講じるものとする。後発地震の発生に備えて、事前に必要な体制を整備するものとする。

ウ 鉄道

【九州旅客鉄道株式会社（宮崎総合鉄道事業部）】

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、適切な初動体制のもとに、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(7) 県が管理等を行う施設等に関する対策

ア 道路等交通関係施設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、共通対策編第2章第1節第5款第2項の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 海岸・河川関係施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、第2章第1節第4款第2項の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ウ 重要施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、第2章第1節第2款第2項4の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

エ 防災上考慮すべき施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等は、事業所等の災害時における防災体制を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(8) 観光客等に対する措置

県、市町村及び観光施設等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。初動体制の確立の詳細は第3章第1節第1款を、情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節第1款を参照。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は共通対策編第3章第16節を参照。

第3項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4項 県が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、第2章第1節第2款第2項4の対策を再確認するものとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）